

第 5 7 期決算公告

2024 年 6 月 5 日

東京都港区東新橋一丁目 6－1
株式会社 日本テレビアート
代表取締役社長 鈴 江 秀 樹

(貸 借 対 照 表)

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	4,092,732	流 動 負 債	852,626
現金及び預金	8,562	買掛金	672,860
売掛金	1,236,588	未払金	1,600
原材料	31,104	未払費用	36,554
仕掛品	111,534	前受金	2,619
貯蔵品	147	仮受金	86
前払費用	41,196	預り金	33,807
短期貸付金	2,671,226	賞与引当金	67,234
未収入金	6,536	未払消費税	37,863
立替金	928		
未収法人税等	5,160		
その他の流動資産	1,813		
貸倒引当金	△ 22,066		
固 定 資 産	285,420	固 定 負 債	418,779
有形固定資産	66,981	退職給付引当金	418,779
建物付属設備	17,587		
機械装置	31,926	負 債 合 計	1,271,405
器具備品	17,466		
無形固定資産	21,250	【純資産の部】	
ソフトウェア	20,753	資 本 金	80,000
電話加入権	497	その他資本剰余金	50,000
投資その他の資産	197,189	利 益 剰 余 金	2976747
長期前払費用	5,137	利益準備金	25,000
繰延税金資産	181,701	別途積立金	2,077,472
差入保証金	10,350	繰越利益剰余金	874,275
		純 資 産 合 計	3,106,747
資 産 合 計	4,378,153	負債及び純資産合計	4,378,153

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 材料・消耗品（電球等） 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
機械装置	4～15年
器具備品	2～15年

- (2) 無形固定資産 定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込み期間（5年）で均等償却しております。

3. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%を退職金支給規程に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は、コンテンツデザイン事業及びテロップデザイン事業であり、(1)美術セット等の制作や(2)デザイン、照明及び音楽効果等の役務提供であります。

(1) 美術セット等の制作

当社では、顧客であるテレビ局等に対して、顧客との契約に基づき、美術セットの制作等を行っています。

当該業務の一部については、他の当事者が関与しております。この場合、一連の作業は他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っているとは判断しております。

履行義務の充足時点については、顧客が検収した時点としておりますが、これは、当該時点が美術セット等の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に回収しており、重要な金融要素の調整は行っていません。

(2) デザイン、照明及び音楽効果等の役務提供

当社では、顧客であるテレビ局等に対して、顧客との契約に基づき、デザインや番組制作等における照明業務や音楽効果等の役務提供を行っています。

履行義務の充足時点については、役務を提供する期間にわたって充足するものとしておりますが、これは、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであると判断できるためであります。

取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に回収しており、重要な金融要素の調整は行っていません。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式……………200,000株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式……………なし。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月5日の株主総会にて次の通り決議しております。

配当金の総額……………75,400 千円

配当の原資……………利益剰余金

一株当りの配当額…377 円

基準日……………2023 年 3 月 31 日

効力発生日……………2023 年 6 月 6 日

(2) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月5日の株主総会にて次の通り決議しております。

配当金の総額……………49,600 千円

配当の原資……………利益剰余金

一株当りの配当額…248 円

基準日……………2024 年 3 月 31 日

効力発生日……………2024 年 6 月 6 日